栄東げんき子

第64号
2013.6.1発行
＜編集発行＞
栄東地区子ども未来会議
＜問合せ先＞
栄東まちづくりセンター
電話 711-2203

子どもの権利博士
子どもの権利に詳しい謎の人物

「子どもの権利（けんり）」ってなに？

権利は、「できること」「してもいいこと」だけど、みんなの権利をまもるためには、話し合ってルールをきめ、そのルールを守っていくことが大切です。

きらり君
札幌の小学4年生

ちょっとマンガで見てみよう。

みんなも話し合いに**参加**（さんか）して自分の考えをいってみよう。

「子どもの権利」が守られていると、**安心**（あんしん）して生活できるよ。

上のは本当に権利かな？

下のようになるといいね！

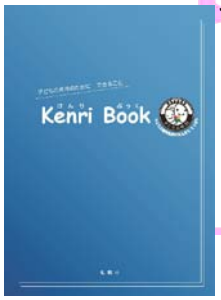

（札幌市の「Kenri Book（けんり ぶっく）」より※セリフは子どもに分かりやすく変えています。）

「子どもの権利」を守るための札幌市のきまり（条例（じょうれい））があります。
条例では、４つの大切な権利をさだめています。

1	□して生きる権利	いじめなどから守られることなど
2	自分らしく生きる権利	他人とのちがいを認められることなど
3	豊かに育つ権利	あらたにチャレンジすることなど
4	□する権利	いろいろなところで意見をいうことなど

クイズ □に入る漢字2文字のことばはなんですか？
※ ヒント 博士が話しているところの中にあります。

子どもの権利のロゴマーク

みんなも「子どもの権利」をもっと知って、ぼくみたいに笑顔になろう！！

子どもの権利についてわからないことがあるときは・・・

札幌市子ども未来局子どもの権利推進課
TEL 011-211-2942
fax 011-211-2943